令和７年６月

第二回定例会議案

熊　本　市

目　　次

議第　１０６　号　専決処分の報告について（熊本市税条例の一部改正）・・・

議第　１２０　号　熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39

議第　１２１　号　熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

議第　１２２　号　熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

議第　１２３　号　熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

議第　１２４　号　熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

自議第１２５号
至議第１４６号　市道の認定について（２２路線）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

議第　１４７　号　和解の成立について（損害賠償請求事件）・・・・・・・・・・・・・・・・・　53

議第　１４８　号　和解の成立について（損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

議第　１４９　号　工事請負契約締結について（（長寿命・省エネ化）西区役所（旧棟）外部改修工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57

報第　１２　号　予算繰越計算書について（令和６年度熊本市一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書）・・・・・・・・・・・・・　59

報第　１３　号　予算繰越計算書について（令和６年度熊本市一般会計予算事故繰越計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65

報第　１４　号　予算繰越計算書について（令和６年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

報第　１５　号　予算繰越計算書について（令和６年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

報第　１６　号　予算繰越計算書について（令和６年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75

報第　１７　号　専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ｐ２）上部工工事請負契約の変更）・・・　77

議　　第　　１０６　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長　　大　西　一　史

記

条　例　第　　３１　　号

令和　７　年　３　月３１日

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第６４条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第６６条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第６４条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第６８条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情

報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市税条例第６４条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提出理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）等の施行に伴い、熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）について地方自治法第１７９条第１項の規定により一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議　　第　　１０７　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び第２項の」を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第２３条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第２４条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という」に改め、「、勤務時間条例第７条の２第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２４条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２４条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２４条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２４条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２５条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２６条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２６条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の熊本市職員の育児休業等に関する条例第２４条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

（提出理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１０８　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第１８条の２第１項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１５条の３第１項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第２項中「１日につき２時間を超えない」を「毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間ごとに、次のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　１日につき２時間を超えない範囲内

(2)　１年につき７７時間３０分を超えない範囲内

第１８条の３を第１８条の４とする。

第１８条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１８条の３とし、第１８条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１８条の２　任命権者は、熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）第２７条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3)　熊本市職員の育児休業等に関する条例第２７条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3)　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの日における子育て支援時間の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「新条例」という。）第１５条の３第２項の規定の適用については、同条第２号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」とする。

３　任命権者は、施行日前においても、新条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提出理由）

子育て支援時間制度を拡充するとともに、本市職員が仕事と育児の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１０９　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表に次のように加える。

９３	熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）検討委員会	熊本市人権尊重のまちづくり条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１０　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定について

熊本市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

（市長及び副市長の給料の特例）

第１条　令和７年７月１日から同年９月３０日までの期間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料月額は、熊本市長等の給与に関する条例（昭和３１年条例第２６号）第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に１００分の２０（副市長にあっては、１００分の１０）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

（交通事業の管理者の給料の特例）

第２条　特例期間における交通事業の管理者の給料月額は、熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和４１年条例第４８号）第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に１００分の２０を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和７年９月３０日限り、その効力を失う。

（提出理由）

市長等の給料の特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１１　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中２の項を削り、３の項を２の項とし、４の項から１５の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（提出理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和６年デジタル庁、総務省令第８号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第２項の条例で定める事務に関する規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１２　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「第２条第７号」を「第２条第１項第７号」に改める。

第１３条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１３条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第２７条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２８条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２８条の３の２第１項第３号及び第２８条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第

１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第２８条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第２８条の３の３第１項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第４１条の２第１項第２号中「１００の０．７」を「１００分の０．７」に改める。

第４２条第１項第１号及び第１３１条第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第１０条の３第１４項を同条第１５項とし、同条第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１０条の５を削る。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第７４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第７４条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第７６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第７４条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）

の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこの

みの品目のもの

附則第２１条中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附則第２５条第１項中「令和７年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２７条、第２８条の２第１項ただし書、第２８条の３の２第１項第３号及び第２８条の３の３第１項の改正規定並びに附則第４条の規定　令和８年１月１日

(2)　附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

(3)　第１３条及び第１３条の３の改正規定並びに附則第３条の規定　公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

第２条　この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則第２５条の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（公示送達に関する経過措置）

第３条　新条例第１３条の規定は、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第４条　新条例第２７条及び第２８条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２８条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同

条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２８条の３の２第１項第３号及び第２８条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第２８条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２８条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２８条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の熊本市税条例（以下「旧条例」という。）第２８条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２８条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第２８条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、熊本市税条例第７４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第７６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるもの

とする。

(1)　熊本市税条例第７６条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提出理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　１１３　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和３９年条例第６８号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

勤務年数					
5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
229	329	429	534	709	909
219	318	413	513	659	849
214	303	388	478	624	809
204	283	358	438	564	734
200	264	334	409	519	689

」

を

「

勤務年数						
5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
229	329	429	534	709	909	1,009
219	318	413	513	659	849	949
214	303	388	478	624	809	909
204	283	358	438	564	734	834
200	264	334	409	519	689	789

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和７年４月１日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

３　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給されたこの条例による改正前の熊本市消防団員の退職報償金に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

（提出理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第３９４号）の施行に伴い、本市もこれに準じて所要の改正を行う

必要がある。

　これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１４　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「１２，５００」を「１２，９００」に、「１３，３５０」を「１３，７００」に、「１４，２００」を「１４，５００」に、「１０，８００」を「１１，３００」に、「１１，６５０」を「１２，１００」に、「９，１００」を「９，７００」に、「９，９５０」を「１０，５００」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」と

いう。）第５条第２項第２号及び別表の規定は、適用日以後の期間に係る補償（令和７年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

３　新条例第５条第３項の規定は、その者に係る第１号に掲げる額が第２号に掲げる額を上回る場合に限り、適用日以後の期間に係る補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(1)　適用日以後の期間に係る補償の基礎となる補償基礎額の算定について、新条例第５条第３項の規定を適用したならば同条第２項の規定による金額に加算すべきこととなる金額の合計額

(2)　適用日以後の期間に係る補償の基礎となる補償基礎額の算定について、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第５条第３項の規定を適用したならば同条第２項の規定による金額に加算すべきこととなる金額の合計額

４　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提出理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和７年政令第３７号）の施行に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１５　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市立学校部活動支援基金条例の制定について

熊本市立学校部活動支援基金条例を次のように制定する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立学校部活動支援基金条例

（設置）

第１条　市立学校の部活動の持続可能な運営に要する経費の財源に充てるため、熊本市立学校部活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第１条に規定する経費の財源に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市立学校の部活動の持続可能な運営に要する経費の財源に充てるための熊本市立学校部活動支援基金を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１６　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成２年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５条第３号中「第８条第１項の規定により」を「第４条第１項に規定する」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（提出理由）

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第１７号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１７　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市火葬場条例の一部改正について

熊本市火葬場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市火葬場条例の一部を改正する条例

熊本市火葬場条例（平成１０年条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊本市植木火葬場の項中「植木町滴水６２８番地１」を「植木町滴水６２６番地」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

植木火葬場の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１８　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市民生委員定数条例の一部改正について

熊本市民生委員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本市民生委員定数条例(平成２６年条例第１５号)の一部を次のように改正する。

本則中「１，４６９人」を「１，４７５人」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１２月１日から施行する。

（提出理由）

本市の区域に置かれる民生委員の定数の見直しをするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１１９　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市老人憩の家条例の一部改正について

熊本市老人憩の家条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和４８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中１９の項を削り、２０の項を１９の項とし、２１の項から１２６の項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

白坪老人憩の家を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１２０　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第５項」を「第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１２１　　号

令和　７　年　６　月１０日提出

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成２０年条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項第１号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項第７号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳に達する日の翌日)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１２２　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項第１号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項第７号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳に達する日の翌日)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１２３　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成２３年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１３号ウ中「第６４条第１項第２号」を「第２０条の３第９項」に、「同号」を「同項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第３６号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議　　第　　１２４　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第１号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改め、同項第７号中「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満３歳に達する日の翌日)」を削り、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附　則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提出理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長　　大　西　一　史

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第１２５号	月出７丁目 第５号線	東区月出７丁目２４３２番５３０　地先 東区月出７丁目２４３２番５１５　地先	
議第１２６号	画図町下無田 第４３号線	東区画図町大字下無田１７６４番４　地先 東区画図町大字下無田１７６８番６　地先	
議第１２７号	御幸木部２丁目 第５号線	南区御幸木部２丁目３２０８番１１　地先 南区御幸木部２丁目３２０８番１６　地先	
議第１２８号	御幸木部２丁目 第６号線	南区御幸木部２丁目３２０８番１４　地先 南区御幸木部２丁目３２０８番１０　地先	
議第１２９号	御幸木部３丁目 第１１号線	南区御幸木部３丁目３１２６番２　地先 南区御幸木部３丁目３１２６番９　地先	
議第１３０号	野田２丁目 第２号線	南区野田２丁目２６１番２　地先 南区野田２丁目２５８番１８　地先	
議第１３１号	荒尾１丁目 第５号線	南区荒尾１丁目１９４６番１　地先 南区荒尾１丁目１９４６番６　地先	
議第１３２号	戸島西２丁目 第１号線	東区戸島西２丁目３３６７番２３　地先 東区戸島西２丁目３３６７番２２　地先	
議第１３３号	長嶺東４丁目 第９号線	東区長嶺東４丁目１５０８番１　地先 東区長嶺東４丁目１５０８番１５　地先	
議第１３４号	長嶺南７丁目 第１６号線	東区長嶺南７丁目１５５３番１　地先 東区長嶺南７丁目１５５３番１０　地先	

議案番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
議第１３５号	御領１丁目 第６号線	東区御領１丁目３５３６番１３　地先 東区御領１丁目３５３６番１５　地先	
議第１３６号	小山４丁目 第１６号線	東区小山４丁目１２９１番１　地先 東区小山４丁目１３０１番１１　地先	
議第１３７号	楠野町 第２１号線	北区楠野町１３８６番７　地先 北区楠野町１３８６番１０　地先	
議第１３８号	杉島 第４４号線	南区富合町杉島１４４７番２４　地先 南区富合町杉島１４４７番１３　地先	
議第１３９号	廻江 第１５号線	南区富合町廻江６９１番９　地先 南区富合町廻江６９１番１９　地先	
議第１４０号	千町 第３６号線	南区城南町千町２３５７番１２　地先 南区城南町千町２３５７番６　地先	
議第１４１号	楠６丁目 第７号線	北区楠６丁目１８８３番２　地先 北区楠６丁目１８８３番１０　地先	
議第１４２号	楠７丁目 第１２号線	北区楠７丁目１３２７番１４　地先 北区楠７丁目１３２８番４　地先	
議第１４３号	武蔵ケ丘６丁目 第１号線	北区武蔵ケ丘６丁目１５４７番２　地先 北区武蔵ケ丘６丁目１５４７番１２　地先	
議第１４４号	戸島５丁目 第１４号線	東区戸島５丁目１０９番２　地先 東区戸島５丁目９８番１　地先	
議第１４５号	八分字町 第３９号線	南区八分字町２６６８番１　地先 南区八分字町２６６９番７　地先	
議第１４６号	滴水 第４７号線	北区植木町滴水１０７４番８　地先 北区植木町滴水１０７６番５　地先	

（提出理由）

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属

(2)　地元要望

議　　第　　１４７　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

和解の成立について

熊本市立中学校の校長に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長　　大　西　一　史

１　相手方

熊本市立中学校の生徒であった者

２　事件名

熊本地方裁判所　令和６年（ワ）第１２１号　損害賠償請求事件

３　主な請求内容

相手方は、市に対し、金３３０万円及びこれに対する令和３年３月５日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

４　和解条項

(1)　市は、相手方に対し、令和３年３月５日の校長室における話し合いにおいて、当時の学校長が当時不登校であった相手方にとって威圧的と感じるような言動をしたことについて、遺憾の意を表する。

(2)　市は、本件の重要性に鑑み、今後、教育の現場において、より一層、一人一人の生徒の特性に配慮した対応を心掛けて対応するよう指導することを約束する。

(3)　相手方は、その余の請求を放棄する。

(4)　相手方及び市は、相手方と市との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5)　訴訟費用は、各自の負担とする。

（提出理由）

熊本市立中学校の校長に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解

勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議　　第　　１４８　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

和解の成立について

損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長　　大　西　一　史

１　相手方

福岡高等裁判所令和３年（ネ）第５７４号損害賠償請求等控訴事件の確定判決により市と連帯して損害賠償金等の支払を命じられた者（３人）

２　事件名

熊本地方裁判所　令和６年（ワ）第１３２号　求償金請求事件

３　主な請求内容

(1)　市は、相手方のうちの１人に対し、金２９９１万２９９３円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

(2)　市は、相手方のうちの残りの２人に対し、それぞれ金１４９５万６４９６円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払うよう請求する。

４　和解条項

(1)　相手方は、市に対し、本件解決金として、３０００万円を連帯して支払う義務があることを認める。

(2)　市及び相手方は、相手方が、和解成立日までに前号の解決金の支払原資を調達し、相手方の訴訟代理人弁護士の預り金として管理していることを確認する。

(3)　相手方は、市に対し、第１号の金員を、和解成立日の２週間後の日限り、市の指定する口座に振り込む方法により連帯して支払う。この振込手数料は相手方の負担とする。

(4)　市は、その余の請求を放棄する。

(5)　市及び相手方は、市と相手方との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(6)　訴訟費用は、各自の負担とする。

（提出理由）

損害賠償金等の支払に係る求償金請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議　　第　１４９　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　工　事　名　　（長寿命・省エネ化）西区役所（旧棟）外部改修工事

２　請 負 金 額　　３０８，０００，０００円

３　契約の相手方　　マコト・バンズ建設工事共同企業体

代表者　熊本市南区田迎６丁目５番１８号

マコト建設　株式会社

代表取締役　渡邉　武継

熊本市東区健軍２丁目２５番１号

株式会社　バンズ

代表取締役　宮﨑　聖二郎

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

報　　第　　１２　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

予算繰越計算書について

令和６年度熊本市一般会計、農業集落排水事業会計、競輪事業会計の繰越計算書を次のように調製したので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

令 和 6 年 度　繰 越 明 許 費

（一般会計）

款	項	事　業　名	金　額
			円
15 総務費	10 総務管理費	公用車管理関連事業	8,298,000
		指定避難所等機能強化事業	83,224,000
		避難行動促進関連事業	2,291,000
		避難所生活環境改善事業	100,000,000
	43 社会生活費	地域防犯力強化推進事業	60,000,000
	45 自治振興費	地域コミュニティセンター整備事業	10,497,000
		北区施設整備事業	55,400,000
20 民生費	10 社会福祉費	令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	3,369,700,000
		社会福祉施設整備事業	251,837,000
		社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業	74,422,000
	15 児童福祉費	結婚支援事業	2,750,000
		児童福祉施設等整備事業	827,540,194
		児童養護施設等ICT化推進事業	5,800,000
		社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業	21,925,000
	20 生活保護費	社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業	141,000
25 衛生費	10 保健衛生費	植木火葬場建替事業	103,234,120
		子宮頸がん予防接種事業	215,122,600
	20 清掃費	東部環境工場整備事業	482,451,348
		埋立処理施設整備事業	12,900,000
		廃棄物焼却施設解体事業	56,162,000
	25 環境保護費	脱炭素化推進事業	18,532,000
35 農林水産業費	10 農林業費	農業生産振興事業	328,134,000
		水産生産基盤整備事業	271,621,862
	20 耕地費	農業基盤整備事業	377,714,280
40 商工費	10 商工費	LPガス価格高騰対策緊急支援事業	1,085,000,000
	15 観光費	動植物園施設整備事業	69,181,600
45 土木費	10 土木管理費	建築物耐震化促進事業	65,680,000
		中古住宅流通促進事業	6,442,436
		マンション適正管理支援事業	2,123,000
		空家等対策事業	32,000,000
		公共建築物補修調査事業	2,300,000
	15 道路橋梁費	地籍調査事業	89,400,000
		道路橋梁整備事業	6,504,937,699

繰 越 計 算 書

翌年度繰越額	左の財源内訳				
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国(県)支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
5,938,200			5,300,000		638,200
72,375,929			72,300,000		75,929
2,291,000				2,291,000	0
95,000,000		47,500,000	8,100,000		39,400,000
60,000,000	60,000,000				0
8,173,000			7,300,000		873,000
55,400,000			55,400,000		0
330,526,000	330,526,000				0
186,283,000		152,718,000	26,800,000		6,765,000
74,422,000	74,422,000				0
2,750,000		1,833,000			917,000
430,349,450	122,700,000	245,420,000	55,800,000		6,429,450
5,800,000		3,866,000			1,934,000
20,848,000	20,848,000				0
141,000	141,000				0
103,234,120			92,800,000		10,434,120
215,122,600					215,122,600
482,451,348			304,400,000		178,051,348
2,016,000			1,500,000		516,000
12,022,000			10,300,000		1,722,000
18,532,000		18,532,000			0
306,753,000		306,753,000			0
271,621,862		135,418,431	133,200,000		3,003,431
266,841,941	2,200,000	97,146,000	87,400,000	40,033,000	40,062,941
1,085,000,000	387,346,000	697,654,000			0
69,181,600			51,800,000		17,381,600
7,448,000		3,724,000		3,724,000	0
300,000		135,000			165,000
623,000					623,000
14,210,000		6,395,000			7,815,000
2,300,000			2,100,000		200,000
89,400,000		58,442,000			30,958,000
5,244,118,337		2,780,204,753	2,002,500,000		461,413,584

（一般会計）

款	項	事業名	金額
			円
45 土木費	20 河川費	河川改修事業	721,860,926
	25 都市計画費	景観重要建造物等助成事業	9,000,000
		都市デザイン推進事業	149,155,301
		街路事業	1,475,050,879
		公園整備事業	280,252,000
		都市マスタープラン推進事業	20,500,000
		土地利用計画検討事業	35,610,000
		盛土対策事業	26,021,000
		移動等円滑化推進事業	6,000,000
	30 住宅費	公営住宅修繕事業	1,082,604,300
50 消防費	10 消防費	消防施設整備事業	14,101,000
		消防機材等整備事業	48,037,200
55 教育費	10 教育総務費	義務教育施設整備事業	27,319,300
	15 小学校費	義務教育施設整備事業	1,650,232,059
	20 中学校費	義務教育施設整備事業	962,842,361
	25 高等学校費	高等学校施設整備事業	17,000,000
	40 社会教育費	児童育成クラブ施設整備事業	8,313,800
	45 保健体育費	社会体育施設整備事業	61,653,000
	60 熊本城費	熊本城施設整備事業	125,087,000
60 災害復旧費	10 農林施設災害復旧費	農地施設災害復旧事業	22,000,000
	20 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	53,000,000
	50 熊本地震災害復旧費	宅地等災害復旧事業	113,032,628
		土木施設災害復旧事業	120,839,104
		教育施設災害復旧事業	30,569,000
合計			21,656,842,997

（特別会計）

会計	款	項	事業名	金額
				円
農業集落排水事業会計	10 総務費	10 総務管理費	農業集落排水施設整備事業	98,028,480
競輪事業会計	10 競輪事業費	10 競輪事業費	競輪場施設整備事業	4,900,000
			競輪場施設再建整備事業	327,500,000

翌年度繰越額	左の財源内訳				
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国(県)支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
545,533,143		213,500,000	315,000,000		17,033,143
7,500,000		3,750,000			3,750,000
121,114,506		40,285,779	15,600,000	8,181,000	57,047,727
569,336,841		279,633,701	256,000,000		33,703,140
215,983,166		54,394,000	99,400,000		62,189,166
18,904,973		1,800,000			17,104,973
35,610,000					35,610,000
19,480,102		9,100,051		10,380,051	0
2,500,000			2,200,000		300,000
925,817,198		385,529,000	540,200,000		88,198
14,101,000				14,101,000	0
48,037,200					48,037,200
18,249,300					18,249,300
1,513,178,984		270,375,000	1,126,500,000		116,303,984
705,370,393	32,700,000	44,822,000	486,500,000		141,348,393
17,000,000					17,000,000
8,313,800					8,313,800
54,755,840			40,500,000		14,255,840
123,864,000	5,640,000	68,124,000	50,100,000		0
21,000,000		9,657,929	7,200,000	172,071	3,970,000
20,080,476			20,000,000		80,476
103,460,153		39,421,285	59,200,000	4,838,868	0
107,155,112			107,100,000		55,112
30,569,000		3,636,000	22,700,000	3,631,000	602,000
14,788,388,574	1,036,523,000	5,979,769,929	6,065,200,000	87,351,990	1,619,543,655

翌年度繰越額	左の財源内訳				
	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国(県)支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
98,028,480		37,885,000	46,200,000		13,943,480
4,900,000					4,900,000
327,500,000					327,500,000

報　　第　　１３　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

予算繰越計算書について

令和６年度熊本市一般会計の事故繰越し繰越計算書を次のように調製したので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

令 和 6 年 度　事 故

（一般会計）

款	項	事　業　名	支出負担行為	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
			円	円	円
20 民　生　費	10 社会福祉費	高齢者施設等防災機能強化支援事業	7,730,000		7,730,000
55 教　育　費	20 中 学 校 費	義務教育施設整備事業	97,035,180	86,787,219	10,247,961
合		計	104,765,180	86,787,219	17,977,961

繰越し繰越計算書

支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
円	円 7,730,000	円	円 7,730,000	円 0	高齢介護福祉施設等が実施する施設の整備費用に対する補助事業について、昇降機の改修を行う作業員の人手不足及び装置・部品等の不足に伴う納期の遅延により、年度内の事業完了が困難な状況となったため、やむを得ず繰越しを行うもの。
	10,247,961			10,247,961	竜南中学校の屋上防水改修工事について、既存図がないため不可視部分は想定で設計していたところ、現況に合わせた防水改修施工に変更した際に、年度内の事業完了が困難な状況となったため、やむを得ず繰越しを行うもの。
0	17,977,961	0	7,730,000	10,247,961	

報　　第　　１４　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

予算繰越計算書について

熊本市上下水道事業管理者から令和６年度熊本市水道事業会計予算繰越の使用に関する計画について、次のように報告があったので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

令和６年度熊本市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国（県）補助金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	施設改良及び拡張事業	211,993,100	0	211,993,100	0	0	211,993,100	0	0	・埋設物、土質等の影響によるルート・施工方法・期間の調整に時間を要したことによるもの 745,796,766円 ・関係者等との協議に時間を要したことによるもの 607,736,412円 ・他工事等の進捗の調整に時間を要したことによるもの 486,592,150円 ・入札不調により着工時期が遅れたことによるもの 208,318,000円
		水道施設更新事業	1,990,817,914	702,293,090	1,288,524,824	0	473,700,000	814,824,824	0	0	
		第６次拡張事業	903,974,261	356,048,857	547,925,404	0	226,300,000	321,625,404	0	0	
合計			3,106,785,275	1,058,341,947	2,048,443,328	0	700,000,000	1,348,443,328	0	0	

報　　第　　１５　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

予算繰越計算書について

熊本市上下水道事業管理者から令和６年度熊本市下水道事業会計予算繰越の使用に関する計画について、次のように報告があったので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

令和６年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国（県）補助金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	未普及解消事業	1,339,970,168	0	1,339,970,168	0	1,244,900,000	95,070,168	0	0	・関係者等との協議に時間を要したことによるもの 2,765,495,403円 ・埋設物、土質等の影響によるルート・施工方法・期間の調整に時間を要したことによるもの 1,506,308,894円 ・他工事等の進捗の調整に時間を要したことによるもの 1,148,116,124円 ・国の緊急対策に伴う事業で、国補正予算成立後の発注となったことによるもの 411,999,900円 ・資材の調達に不測の時間を要したことによるもの 4,180,000円
		改築更新・耐震化事業	2,272,886,157	130,564,303	2,142,321,854	946,019,000	141,800,000	1,054,502,854	0	0	
		その他下水道事業	1,046,937,759	0	1,046,937,759	482,986,000	293,000,000	270,951,759	0	0	
	建設改良費（雨水）	浸水対策事業	1,498,596,763	191,726,223	1,306,870,540	653,435,000	610,500,000	42,935,540	0	0	
合計			6,158,390,847	322,290,526	5,836,100,321	2,082,440,000	2,290,200,000	1,463,460,321	0	0	

令和６年度熊本市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						国（県）補助金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
下水道事業費用	営業費用	世安ポンプ場Ｎｏ．２汚水ポンプオーバーホール工事	23,611,629	0	23,611,629	0	0	23,611,629	0	0	追加補修が必要となり時間を要したことによるもの
合　計			23,611,629	0	23,611,629	0	0	23,611,629	0	0	

報　　第　　１６　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

予算繰越計算書について

熊本市交通事業管理者から令和６年度熊本市交通事業会計予算繰越の使用に関する計画について、次のように報告があったので報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

令和６年度熊本市交通事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説　明
						国(県)補助金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	軌条更換及び舗装工事費	66,000,000	0	66,000,000	25,000,000	27,800,000	13,200,000	0	0	世界的な需給ひっ迫等の影響に伴い、渡り線の製作に時間を要したもの
合　計			66,000,000	0	66,000,000	25,000,000	27,800,000	13,200,000	0	0	

報　　第　　１７　　号

令和 ７ 年 ６ 月１０日提出

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、次のように専決処分したので、これを報告する。

熊本市長　　大　西　一　史

工事請負契約の変更についての専決処分

１　工　事　名　　一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ｐ２）上部工工事

２　請 負 金 額　　「９８０，１８３，０９６円」を
「１，０３８，７５４，３５８円」に変更

３　契約の相手方　　熊本市中央区水前寺６丁目５０番２５号
川田建設　株式会社　熊本営業所
所長　他力　浩隆

４　専　決　日　　令和７年３月２５日

（提出理由）

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するものである。